

(別添)



問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474、2496、2498)

平成31年度輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

中間報告

令和元年 12 月

厚生労働省医薬・生活衛生局

平成31年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、平成31年度輸入食品監視指導計画を策定し、当該計画に基づいて監視指導を行っているところです。

（本計画は、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て策定され、法第23条第3項の規定により官庁報告として官報にて公表されています。）

今般、平成31年4月から令和元年9月までの間に実施した輸入食品等に係る監視指導の状況について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html



2. 今年度における輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

法第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいいます。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方としています。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（今年度の計画：171 食品群、約 99,000 件）
- 検査命令^{※2}
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案し、定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せず厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置

④ 輸出国段階における衛生管理対策の推進

- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者等に対する日本の食品安全規制の周知
- 二国間協議等を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産段階における安全管理、監視体制の強化、輸出前検査等による安全対策の推進
- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による輸出国の衛生対策の推進

⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存等に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

3. 平成31年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 (中間報告：速報値)

【 】内は昨年度同期間の数値

平成31年4月から令和元年9月までの輸入届出の件数は、1,298,431件【1,228,569件】、重量は12,488千トン【12,197千トン】であった。

これに対し、112,319件【103,262件】(モニタリング検査30,985件【30,496件】、検査命令34,558件【28,842件】、自主検査48,681件【45,769件】等の合計から重複を除いた数値)の検査を実施し、407件【385件】で法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた(表1)。

条文別の違反件数は、法第11条(食品の規格(微生物、残留農薬、残留動物用医薬品)、添加物の使用基準等)違反が248件と最も多く、次いで法第6条(アフラトキシン、シアン化合物等の有毒・有害物質の付着等)違反が117件、法第10条(指定外添加物の使用)違反が38件、法第18条(器具又は容器包装の規格)違反が17件、法第62条(おもちゃの規格)違反が2件、法第9条(食肉の衛生証明書の添付)違反が1件であった(表2)。

モニタリング検査は、30,985件(計画件数延べ99,059件に対し58,468件(実施率：約59%))を実施し、このうち76件(延べ77件数)に法違反が確認され、回収等の措置を講じた(表3)。また、モニタリング検査にて法違反が確認された輸入食品等については、違反の可能性を判断するため、必要に応じて検査率を引き上げて検査し(表4)、さらに、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、検査命令の対象として輸入の都度検査を実施し、監視体制の強化を図った(表5)。

検査命令は、令和元年9月30日現在で、全輸出国対象の17品目及び33カ国・2地域の76品目を対象としており、34,558件(延べ48,813件)を実施し、このうち110件(延べ同件数)に法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた(表6)。

海外情報等に基づく緊急対応として、腸管出血性大腸菌O26やサルモネラ属菌に汚染されているフランス産ナチュラルチーズについて積戻し等の措置を講じた(表7)。

○表1 輸入届出・検査・違反状況(平成31年4月～令和元年9月:速報値)

届出件数 ^{※1} (件)	輸入重量 ^{※1} (千トン)	検査件数 ^{※2} (件)	割合 ^{※3} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※3} (%)
1,298,431	12,488	112,319 (34,558 ^{※4})	8.7	407	0.03
(前年度実績) 1,228,569	12,197	103,262	8.4	385	0.03

※1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず。

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値

○表2 条文別違反状況(平成31年4月～令和元年9月:速報値)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	117	27.7	アーモンド、落花生、とうもろこし、乾燥いちじく、ピスタチオナッツ等のアフラトキシンの付着、米、菜種、小麦、とうもろこし、大麦、ライ麦の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生、キャッサバ加工品等のシアン化合物の検出、二枚貝の麻痺性貝毒の検出等
第9条 (病肉等の販売等の禁止)	1	0.2	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等の制限)	38	9.0	指定外添加物(TBHQ、サイクラミン酸、ヨウ素化塩、アスパラギン酸-1-デカルボキシラーゼ、アゾルビン、塩化メチレン、キノリンイエロー)の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	248	58.6	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過)、冷凍食品、飲料、ゆでがに等の成分規格違反(大腸菌群陽性、腸炎ビブリオ陽性等)、レトルト殺菌食品の製造基準違反、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反、安全性未審査の遺伝子組換え食品の検出等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	17	4.0	器具・容器包装の規格基準違反
第62条 (おもちゃ等への準用規定)	2	0.5	おもちゃの規格基準違反
合計	(延数)423 ^{※1} (実数)407 ^{※2}		

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

○表3 モニタリング検査実施状況(平成31年4月～令和元年9月:速報値)

食品群	検査項目 ^{※1}	計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,178	1,285	0
	残留農薬	1,221	1,000	0
	添加物	118	119	0
	病原微生物	657	453	0
	成分規格等	385	266	0
	放射線照射	29	8	0
	SRM除去	-	1,007	1
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,266	1,231	0
	残留農薬	1,637	993	0
	添加物	1,247	727	0
	病原微生物	3,704	2,064	2
	成分規格等	2,057	1,274	3
	カビ毒	-	4	0
	放射線照射	-	1	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,536	1,289	0
	残留農薬	1,458	1,071	1
	添加物	297	159	0
	病原微生物	1,194	887	0
	成分規格等	324	255	0
	遺伝子組換え食品	59	30	0
	放射線照射	64	30	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,574	2,618	1
	残留農薬	3,423	2,533	0
	添加物	1,594	1,237	0
	病原微生物	3,851	2,599	0
	成分規格等	5,855	3,348	14
	カビ毒	-	2	0
	放射線照射	-	5	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,170	1,838	0
	残留農薬	11,078	6,199	27
	添加物	534	516	2
	病原微生物	1,434	1,143	0
	成分規格等	355	198	0
	カビ毒	2,297	1,453	2
	遺伝子組換え食品	502	257	0
	放射線照射	119	74	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	299	243	0
	残留農薬	7,040	4,866	6
	添加物	4,282	3,202	0
	病原微生物	2,210	1,216	0
	成分規格等	3,518	2,444	9
	カビ毒	2,834	1,731	4
	遺伝子組換え食品	302	210	0
	放射線照射	477	292	1
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	1,074	721	0
	添加物	3,044	1,919	0
	成分規格等	1,196	483	2
	カビ毒	836	383	0
	遺伝子組換え食品	-	3	0
	放射線照射	-	12	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	118	115	0
	添加物	1,075	653	0
	成分規格等	657	394	0
	カビ毒	118	89	1
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,762	1,319	1
合 計(延数)		99,059 ^{※2}	58,468 ^{※3} 実施率約59%	77 ^{※3}

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性・麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレンール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 検査強化分の計画10,000件を加算した件数

※3 検査項目別の延べ件数。届出別の実施件数は30,985件、違反件数は76件

○表4 モニタリング検査強化品目^{※1}（平成31年4月～令和元年9月）

対象国・地域	対象品目	検査項目
全輸出国	生食用鮮介類（アカガイ、タイラギガイ、トリガイ及びウニ）	腸炎ビブリオ最確数 ^{※2}
	生食用養殖ひらめ	クドア・セプトエンピクター ^{※3}
ベトナム	PUK WHAN（アマメシバ）	ヘキサコナゾール
	えび	フラゾリドン
	オオバコエンドロ	テブコナゾール
		ピリダベン
		フェンブコナゾール
	カエル	フラゾリドン
	きだちとうがらし	トリシクラゾール
		ヘキサコナゾール
にんじん	ヘキサコナゾール	
冬瓜	メタラキシル及びメフェノキサム	
中国	赤とうがらし	バクトラゾール
	なつめ	ピラクロストロビン
		プロピコナゾール
	にんじん	キントゼン
		トリアジメノール
	ねぎ	チアメトキサム
	未成熟さやえんどう	ジニコナゾール
レイシ（ライチ）	4-クロルフェノキシ酢酸	
わさび	プロシミドン	
米国	セロリ	アセフェート
		メタミドホス
	とうもろこし（爆裂種に限る。）	デルタメトリン及びトラロメトリン
ラズベリー	メキシフェノジド	
ウガンダ	ごまの種子	チアメトキサム
オーストラリア	アーモンド加工品	アフラトキシン
オランダ	セルリアック	クロルプロファム
タイ	生食用ゆでがに	腸炎ビブリオ ^{※4}
台湾	養殖鰻	フェニトロチオン
トルコ	乾燥りんご	アフラトキシン
ニュージーランド	柿	メキシフェノジド
ブラジル	キャッサバ	ピリミホスメチル

※1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く。

※2 夏期の検査強化として全届出件数の20%を対象に検査を実施（令和元年6月～10月）

※3 年間の計画件数として598件

※4 夏期の検査強化として全届出件数の30%を対象に検査を実施（令和元年6月～10月）

○表5 検査命令へ移行した品目(平成31年4月～令和元年9月)

対象国・地域	対象品目	検査項目
イタリア	ナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
インド	アーモンド加工品	アフラトキシン
タイ	ドリアン	プロシミドン
中国	花椒	アフラトキシン
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
	プロッコリー	プロシミドン
トルコ	ひよこ豆	アフラトキシン
パラグアイ	チアシード	アフラトキシン
ブラジル	ブラジルナッツ加工品	アフラトキシン
フランス	ナチュラルチーズ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌O26
ベトナム	オオバコエンドロ	プロフェノホス
		ヘキサコナゾール
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
メキシコ	アボカド	ビフェントリン

○表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成31年4月～令和元年9月:速報値)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (17品目)	アーモンド、チリペッパー、落花生等	アフラトキシン	6,383	56
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	263	6
	すじこ	亜硝酸根	104	0
中国 (19品目)	野菜(たまねぎ、ほうれんそう、ブロッコリー等)、レイシ、あさり	残留農薬(エンドリン、クロルピリホス、チアメトキサム、ディルドリン(アルドリンを含む。)、4-クロルフェノキシ酢酸、プロメトリン等)	13,307	6
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	3,935	1
	加工食品	サイクラミン酸	506	0
	うなぎ、スッポン	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、オキソリニック酸、スルファジミジン)	41	1
	花椒、ひまわりの種子、もろこし	アフラトキシン	109	1
韓国 (12品目)	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	81	0
	養殖ひらめ	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン)	6	0
タイ (10品目)	おくら、グリーンアスパラガス、ドリアン、バナナ、マンゴー、マンゴスチン	残留農薬(EPN、イマザリル、クロルピリホス、シペルメトリン、プロシメドン、プロピコナゾール)	752	0
	ゆでがに	腸炎ビブリオ	6	0
米国 (7品目)	乾燥なつめやし、とうもろこし、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	1,931	16
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	5	0
イタリア (6品目)	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	26	0
	ナチュラルチーズ	病原微生物(リステリア・モノサイトゲネス、腸管出血性大腸菌O26)	19	1
	米	ピリミホスメチル	15	0
インド (6品目)	養殖えび	フラゾリドン	1,022	1
	ケツメイシ、とうもろこし	アフラトキシン	62	1
	とうがらし	トリアゾホス	19	0
フィリピン (6品目)	おくら、マンゴー、バナナ	残留農薬(クロルピリホス、シペルメトリン、テブフェノジド、フィプロニル、フェントエート、フルアジホップブチル、メタミドホス)	3,606	3
	生食用まぐろ	サルモネラ属菌	131	0
ベトナム (6品目)	いか、えび、かわはぎ	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、クロラムフェニコール、スルファジアジン、フラゾリドン)	14,764	5
	オオバコエンドロ	残留農薬(クロルピリホス、プロフェノホス、ヘキサコナゾール)	5	1
	加工食品	サイクラミン酸	49	0
その他(25カ国・2地域、総38品目)			1,666	11
合計(延数) ^{※1}			48,813	110
合計(実数) ^{※2}			34,558	110

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

○表7 海外情報等に基づき行った主な監視強化(平成31年4月～令和元年9月)

強化月	対象国	対象品目及び内容	経緯及び対応状況
5月	フランス	ナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌O26)	フランスにおいて、腸管出血性大腸菌O26(病原微生物)が検出されたとして製造者がナチュラルチーズの自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積戻し等を行うよう措置を講じた。
9月	フランス	ナチュラルチーズ (サルモネラ属菌)	フランスにおいて、サルモネラ属菌(病原微生物)が検出されたとして製造者がナチュラルチーズの自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積戻し等を行うよう措置を講じた。

(参考)主な用語説明

用語	説明
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される。)
遺伝子組換え技術	他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術
イマザリル	農薬(イミダゾール系殺菌剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
キントゼン	農薬(有機塩素系殺菌剤)
グダ・セブテンブクタータ	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルプロファム	農薬(カーバメート系除草剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
サイクラミン酸	指定外添加物
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
スルファジアジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
チアトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ピブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす。)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす。)
デオキシニパレノール	カビ毒(フザリウム属の真菌によって産生される。)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
デルタメトリン及びトラロメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
トリシクラゾール	農薬(ベンゾチアゾール系除草剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
バクロトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される。)
ピラクロストロピン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
ピリダベン	農薬(イリダジノン骨格を有する殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
フェントロチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェントエート	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
プロシミドン	農薬(ジカルボキシイミド系殺菌剤)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタラキシル及びメフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
メキシフェンジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす。)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬(植物成長調整剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)